

医療情報取得加算に関するお知らせ

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しマイナ保険証による診療情報等又は問診票を通して患者さんの診療情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めている病院です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、
下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

○ 初診時 1点

○ 再診時（3ヶ月に1回に限り算定） 1点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず
今後も正確な情報を取得・活用するため、
マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。



医療法人社団成仁会 長田病院

2024/4/1